

協議資料（自家用有償旅客運送の有効期間の更新について）

1 会議開催の目的

- 本協議会では、バスやタクシーのサービスが行き届かない交通空白地の住民や、障害者等の移動手段を確保するために白ナンバーの自家用自動車を使用して有償で利用者を運送する「自家用有償旅客運送」について、協議を実施しています。
- 「自家用有償旅客運送」は、道路運送法に基づき、国の登録を受けて実施していますが、この登録には有効期間が定められており、有効期間の満了後も引き続き事業を行おうとする場合には、有効期間の更新の登録を受ける必要があります。
- 有効期間の更新の登録をするためには、道路運送法の規定により、その申請に先立ち、静岡市自家用有償旅客運送運営協議会で協議を調える必要があります。
- この度、静岡市内で「自家用有償旅客運送」を実施する事業者のうち、有効期間の更新の登録を希望する事業者 2 者から協議の申出があったことから、当該登録の可否について協議を実施します。

※ 「自家用有償旅客運送」には、交通が著しく不便な地域において地域住民等を運送する「交通空白地有償運送」と、他人の介助によらず移動することが困難で、他の公共交通機関を利用が困難な障害者等を運送する「福祉有償運送」の 2 つの区分があります。

2 協議の対象となる自家用有償旅客運送

（1）社会福祉法人玉柏会（事業詳細 資料 2）

清水区に所在する社会福祉法人玉柏会の指定障害者施の利用者の移動手段を確保するため、福祉有償運送を実施。

（現在の有効期間）令和 4 年 7 月 8 日から令和 7 年 7 月 7 日まで

（2）特定非営利活動法人フロンティア清沢（事業詳細 資料 3）

葵区清沢地区内の住民の移動手段を確保するため、清沢地区各町内と最寄りのバス停であるしずてつジャストライン久能尾等を結ぶ交通空白地有償運送を実施。

（現在の有効期間）令和 4 年 9 月 21 日から令和 7 年 9 月 20 日まで

3 協議の実施方法

- 協議事項が有効期間の更新の登録についてのみであることから、静岡市自家用有償旅客運送運営協議会規程の 5（4）の規定により書面会議とします。
- 協議資料（資料 2・3）をご覧いただき、協議の対象となる自家用有償旅客運送について、有効期間の更新の可否について、「回答書」によりご回答をお願いします。

【提出期限】：令和 7 年 6 月 16 日（月）まで

提出先：静岡市役所 交通政策課 生活交通係 宛

FAX：054-221-1060、E-mail：ichinose_cx@city.shizuoka.lg.jp